

令和2年4月2日

生徒・保護者の皆様

福島県立田村高等学校長 遠藤 均

学校における教育活動の再開について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで臨時の休校措置が取られてきました。生徒の皆さん並びに保護者の皆様には、この間の臨時休校・学校活動の自粛につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

標記の件につきましては、本県においては、新型コロナウイルスの感染者は確認されているものの、その後、急速な拡大は見られず、一定程度収まっていることから、十分な感染防止の措置を行ったうえで、4月1日より学校における教育活動を再開することとなりました。

つきましては、現時点で本校が予定している対応並びに留意点は下記のとおりとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

(1) 登校について

- ① 学校に登校する際は、毎朝自宅で検温し、健康状態を確認すること。
- ② 発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控えること。
- ③ 体調が悪く学校を欠席する際には、必ず保護者を通じて健康状態を学校に連絡すること。
- ④ 次のいずれかに該当する場合は、学校が指示するまでの期間、出席停止扱いとする。
 - 生徒自身や同居する家族が新型コロナウイルスに感染した場合
 - 生徒自身や同居する家族が新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合
 - 発熱等の風邪症状がある場合その他不明な場合は学校へ問い合わせること

※症状が長く続く場合、最寄りの保健所や医療機関に相談すること。

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている方

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

→ 福島県帰国者・接触者センター 0248(75)7827

一般的な問い合わせ、検査についての相談

→ 福島県専用相談ダイヤル 024(521)7871

→ 県中保健所 0248(75)7818

→ 三春町役場保健福祉課 0247(62)5110

(2) 学校生活・学校活動全般についての注意事項について

- ① 手洗い、マスク着用などの咳エチケットの励行、消毒液の利用等、感染防止対策を徹底すること。
- ② 各教室や屋内施設については、1時間に1回以上、必ず換気を行う。
各授業終了直後は換気の時間とする。
- ③ 学校生活においても、政府が発表した「クラスター発生が確認された場面と条件」の3要素をできるだけ避けるよう留意する。
「1. 密閉空間であり、換気が悪い、2. 手の届く距離に多くの人がいる、
3. 近距離での会話や発声」

※マスクについては、各自で準備する。ただし、現在マスクの品薄状態が続いていることから、新たな入手が困難な場合、可能な限り、各家庭におけるマスクの作成や洗濯により再利用を行うなど工夫すること。

(3) 部活動・生徒会活動・委員会活動等について

- ① 春季休業中は、2時間程度とする。
- ② 春季休業中は、対外試合、遠征、合宿、大会は行わない。
- ③ 他校と連合チームを組まないで大会に参加できない部活動については、他校に移動して活動することを認める。
- ④ 当面の間(4月中)、県外遠征や県外学校との交流は自粛する。
- ⑤ 諸活動を実施する際には、各部の活動内容を上記(2)に照らし、顧問の指示に従って実施すること。
特に、長時間の集団でのミーティングや部室で過ごすことは避けること。
- ⑥ 学校に登校していても、体調がすぐれない場合は、無理をせず活動しないこと。

※新型コロナウイルス感染症に関する国内や県内の状況が変化した場合、上記対応等を変更することがあります。その際には、学校における生徒への連絡のほか、保護者の皆様には39メールや本校ホームページで連絡します。